

「独占禁止法第 11 条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可
についての考え方」及び「債務の株式化に係る独占禁止法第 11 条の規定によ
る認可についての考え方」の改定について

令和元年 10 月 15 日
公正取引委員会

1 公正取引委員会は、今般、規制改革実施計画（令和元年 6 月 21 日閣議決
定）を踏まえ、銀行の事業再生会社の議決権保有に係る認可に関して、「独
占禁止法第 11 条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可に
についての考え方」（以下「11 条ガイドライン」といいます。）及び「債務
の株式化に係る独占禁止法第 11 条の規定による認可についての考え方」（以
下「債務の株式化ガイドライン」といいます。）を改定することとし、その
改定案を令和元年 8 月 7 日に公表し、同年 9 月 10 日を期限として、広く意
見を募集したところです。

2 公正取引委員会は、11 条ガイドラインを別紙 1、債務の株式化ガイドライ
ンを別紙 2 のとおり改定し、本日から施行することとしました。

なお、今回の意見募集では、期限内に改定案に対する意見は提出されません
でした。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課
電話 03-3581-3719（直通）
ホームページ <https://www.jftc.go.jp>